

ID: 178

担当部署: 生活文化スポーツ部 協働コミュニティ課

処分の概要	使用の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市消費者センター条例 第10条		
例 規 番 号	平成13年条例第129号		
【根拠条文】 (使用の承認) 第10条 施設等を使用しようとする者は、規則の定めるところにより市長の承認を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第7条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用承認の制限) 第11条 市長は、施設等を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の承認をしない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めたとき。 (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めたとき。 (3) 営利を目的として使用するとき。 (4) その他管理上支障があると認めたとき。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日